

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員兼業規程

平成16年4月1日

規程第 53 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。以下「就業規則」という。）第29条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の兼業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において兼業とは、報酬の有無にかかわらず、次に掲げるものをいう。

- (1) 商業、工業、金融業等利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、会社法（平成17年法律第86号）上の会社のほか、法律によって設立される法人等で主として営利活動を営む団体（以下「営利企業」という。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人及び清算人をいう。）、顧問若しくは評議員の職を兼ねること（以下「営利企業の役員兼業」という。）。
- (2) 職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営すること（名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。以下「自営の兼業」という。）。
- (3) 前2号に定めるもののほか、職員がその職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事すること（以下「一般兼業」という。）。

(兼業の許可)

第3条 職員は、学長が事前に許可した場合を除き、原則として兼業を行ってはならない。

第2章 営利企業の役員兼業

(営利企業の役員兼業)

第4条 営利企業の役員兼業は、次の各号に掲げる場合を除き、許可しないものとする。

- (1) 技術移転事業者の役員等の兼業
- (2) 研究成果活用企業の役員等の兼業
- (3) 株式会社の監査役又は社外取締役の兼業

- 2 前項各号に掲げる場合のほか、学長が特に必要と認める場合は許可することができる。

第1節 技術移転事業者の役員等の兼業

(技術移転事業者の役員等の兼業)

第5条 教員が技術移転事業者の会計参与及び監査役を除く役員（取締役、執行役、業務を執行する社員、理事、支配人、発起人及び清算人をいう。以下第11条において同じ。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合（以下「技術移転兼業」という。）には、学長の許可を受けなければならない。

(技術移転事業者)

第6条 技術移転事業者とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、次のいずれかの事業を実施するものをいう。

- (1) 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第4条の承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）
- (2) 大学等技術移転促進法第12条の認定を受けた事業（以下「大学認定事業」という。）
- (3) 大学等技術移転促進法第13条の認定を受けた事業（以下「研究機関認定事業」という。）

(技術移転兼業の許可基準)

第7条 学長は、教員から技術移転兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- (1) 技術移転兼業を行おうとする教員が、当該申請に係る技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見を有していること。
- (2) 教員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として承認事業、大学認定事業及び研究機関認定事業に関係するものであること。
- (3) 教員と申請に関わる技術移転事業者（当該技術移転事業者が会社法第2条第3号に規定する子会社である場合にあっては、同条第4号に規定する親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業の申請前2年以内に、教員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- (5) 教員としての職務の遂行に支障を生じないこと。

- (6) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
 - (7) 兼業することにより、本学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと。
 - (8) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 前項第2号に規定する「主として承認事業、大学認定事業及び研究機関認定事業に係るもの」とは、次に掲げる場合をいう。
- (1) 教員が技術移転事業者の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該技術移転事業者の主たる事業が承認事業、大学認定事業又は研究機関認定事業であるとき。
 - (2) 教員が技術移転事業者の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が承認事業、大学認定事業又は研究機関認定事業に係るものであるとき。
- 3 第1項第3号、第4号及び第10条に規定する「契約関係」の判断は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断する。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結についての決裁を行う権限の有無により判断する。

(技術移転兼業の報告)

第8条 許可を受けて技術移転兼業を行う教員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を1年ごとに学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 技術移転事業者の名称
- (3) 技術移転事業者の役員等としての職務内容
- (4) 技術移転事業者の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

(技術移転兼業の許可の取消し)

第9条 学長は、技術移転兼業が第7条第1項各号の許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(技術移転兼業終了後の業務の制限)

第10条 学長は、技術移転兼業の終了の日から2年間は、当該技術移転兼業に従事した教員を、技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させないようにしなければならない。

第2節 研究成果活用企業の役員等の兼業

(研究成果活用企業の役員等の兼業)

第11条 教員が研究成果活用企業の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合（以下「研究成果活用兼業」という。）には、学長の許可を受けなければならない。

（研究成果活用企業）

第12条 研究成果活用企業とは、営利企業であつて、研究成果を活用する事業を実施するものをいう。

（研究成果活用兼業の許可基準）

第13条 学長は、教員から研究成果活用兼業の申請があつた場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- （1）研究成果活用兼業を行おうとする教員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果（特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。）を自らが発明、考案等（その帰属は問わない。）していること。
 - （2）教員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること。
 - （3）教員が申請に関わる研究成果活用企業（当該研究成果活用企業が会社法第2条第3号に規定する子会社である場合にあつては、同条第4号に規定する親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係または許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
 - （4）兼業の申請前2年以内に、教員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
 - （5）教員が就こうとする役員等としての職務内容に、本学に対する契約の締結に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと。
 - （6）教員としての職務の遂行に支障を生じないこと。
 - （7）兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
 - （8）兼業することにより、本学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと。
 - （9）その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 前項第2号に規定する「主として研究成果活用事業に関係するもの」とは、次に掲げる場合をいう。
- （1）教員が研究成果活用企業の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該研究成果活用企業の主たる事業が研究成果活用事業であるとき。
 - （2）教員が研究成果活用企業の業務担当取締役の職に就こうとする場合にお

いて、主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであるとき。

- 3 第1項第3号、第4号及び第17条に規定する「契約関係」の判断は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断する。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結についての決裁を行う権限の有無により判断する。
- 4 第1項第3号、第4号及び第17条に規定する「権限行使」には、審議会等の委員として、許可の申し出に係る研究成果活用企業に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画することが含まれる。

(休職)

第14条 学長は、教員が許可を受けて従事している研究成果活用企業の役員等の職務に、主として従事する必要がある、教員としての職務に従事することができないと認めるときは、就業規則第12条第1項第5号に基づき休職とすることができる。

(研究成果活用兼業の報告)

第15条 許可を受けて研究成果活用兼業を行う教員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を1年ごとに学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 研究成果活用企業の名称
- (3) 研究成果活用企業の役員等としての職務内容
- (4) 研究成果活用企業の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

(研究成果活用兼業の許可の取消し)

第16条 学長は、研究成果活用兼業が第13条第1項各号の許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(研究成果活用兼業終了後の業務の制限)

第17条 学長は、研究成果活用兼業の終了の日から2年間は、当該研究成果活用兼業に従事した教員を、研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させないようにしなければならない。

第3節 株式会社の監査役又は社外取締役の兼業

(株式会社の監査役又は社外取締役の兼業)

第18条 教員が株式会社の監査役又は社外取締役の職を兼ねる場合(以下「監査役又は社外取締役兼業」という。)には、学長の許可を受けなければならない。

(監査役又は社外取締役兼業の許可基準)

第19条 学長は、教員から監査役又は社外取締役兼業の申請があった場合には、当該監査役又は社外取締役兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- (1) 監査役又は社外取締役兼業を行おうとする教員が、当該申請に係る株式会社における監査役又は社外取締役の職務に従事するために必要な知見を教員の職務に関連して有していること。
- (2) 教員が申請に係る株式会社(当該株式会社が会社法第2条第3号に規定する子会社である場合にあっては、同条第4号に規定する親会社を含む。)との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- (3) 兼業の申請前2年以内に、教員が当該申請に係る株式会社との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- (4) 申請の申出に係る株式会社の経営に教員の親族が、次に掲げるような強い影響力を有していないこと。

イ 教員の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。)が所有している当該株式会社の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合

ロ 教員の親族が、当該株式会社の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合

ハ 教員等の親族が当該株式会社の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いている場合

- (5) 教員としての職務の遂行に支障を生じないこと。
- (6) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (7) 兼業することにより、本学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと。
- (8) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 第1項第2号、第3号及び第22条に規定する「契約関係」の判断は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断する。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結についての決裁を行う権限の有無により判断する。

3 第1項第2号、第3号及び第22条に規定する「権限行使」には、審議会等の委員として、許可の申し出に係る研究成果活用企業に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画することが含まれる。

(監査役又は社外取締役兼業の報告)

第20条 許可を受けて監査役又は社外取締役兼業を行う教員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を1年ごとに学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 株式会社の名称
- (3) 株式会社の監査役又は社外取締役としての職務に従事した日時等
- (4) 株式会社から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

(監査役又は社外取締役兼業の許可の取消し)

第21条 学長は、監査役又は社外取締役兼業が第19条第1項各号の許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(監査役又は社外取締役兼業終了後の業務の制限)

第22条 学長は、監査役又は社外取締役兼業の終了の日から2年間は、当該監査役又は社外取締役兼業に従事した教員を、株式会社との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させないようにしなければならない。

第3章 自営の兼業

(自営の兼業)

第23条 自営の兼業は、当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものである場合を除き、原則として許可しない。ただし、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等の事業又は不動産若しくは駐車場の賃貸の事業を営む場合であって、当該各兼業の許可基準のいずれにも該当するときには、この限りではない。

(自営の定義)

第24条 前条に規定する自営の兼業で、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場の賃貸にあつては次のいずれかに該当するときは、これを自営の兼業として取り扱うものとする。

- (1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
 - ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
 - ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
 - ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

- ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。
- (2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
- イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
 - ロ 駐車台数が10台以上であること。
- (3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1号又は第2号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- 2 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建て1棟をアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当と換算し、これらを合計して10室相当以上となるときは、これを自営の兼業として取り扱う。
- 3 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として、これが自営の兼業に当たるか否かを判断する。また、賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。
- 4 賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来1年間の収入予定額で判断する。この場合、収入予定額とは、家賃収入等をいい、経費等を控除する前の金額で、賃貸する際等における1年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月など）の見込み額が500万円以上であれば、これを自営の兼業として取り扱う。

(自営の兼業の許可基準)

第25条 学長は、職員から自営の兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- (1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合
- イ 職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
 - ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の管理業務を事業者委ねること等（親族による管理も含む。）により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - ニ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
 - ホ 兼業することにより、本学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと。

- へ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合
 - イ 職員と当該事業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
 - ロ 職員以外の者を当該事業の業務遂行の責任者としていること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
 - ニ 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - ホ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
 - へ 兼業することにより、本学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと。
 - ト その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(自営の兼業の許可の取消し)

第26条 学長は、自営の兼業が前条の基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

第4章 一般兼業

(一般兼業の許可基準)

第27条 学長は、職員から一般兼業の申請があった場合には、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、無報酬の一般兼業は、学長への届出で足りるものとする。

- (1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
 - (3) 職員が申請に係る兼業先との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
 - (4) 兼業することにより、本学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと。
 - (5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、一般兼業が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則としてこれを許可しないものとする。
- (1) 大学以外の企業等において常勤の職を兼ねる場合。ただし、在籍出向により常勤の職に就く場合を除く。
 - (2) 営利企業の事業に直接関与する場合。ただし、次に掲げる場合を除く。

- イ 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合
 - ロ 本学が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
 - ハ 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
 - ニ 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
 - ホ 公益性が強く法令（条例を含む。）で、学識経験者からの意見聴取を行うことを義務づけられている場合
 - ヘ 承認事業、大学認定事業及び研究機関認定事業を実施する技術移転事業者（次号において同じ。）が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
 - ト 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
 - チ 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- (3) 医療法人、社会福祉法人、学校法人及び公益法人等、営利企業以外の団体の事業においてその職責が重大な役職に就く場合。ただし、次に掲げる法人等の役員を兼ねる場合を除く。
- イ 国際交流を図ることを目的とする法人等
 - ロ 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等
 - ハ 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等
 - ニ 育英奨学に関する法人等
 - ホ 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等
 - ヘ その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの
- (4) 公私立の学校、専修学校、各種学校、又は図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (5) 社会教育関係団体の理事長、その他役員を兼ねる場合
- (6) 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等において、講師の業務を行う場合

(一般兼業の許可の取消し)

第28条 学長は、一般兼業が前条第1項各号の許可の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消し、当該基準に適合しないおそれがあると認めるときは、兼業を制限することができる。

(短期間の一般兼業)

第29条 一般兼業が、職員の本務と密接に関連し、次の各号のいずれかに該当する短期間のもの（長期間その任期が継続する職を兼ねる場合を除く。）については、第27条の規定にかかわらず、学長の許可を要しないものとする。

- (1) 兼業に従事する日数が1日以内の場合
 - (2) 兼業に従事する日数が2日以上6日以内の場合で、かつ、総従事時間数が10時間未満の場合
- 2 前項の日数の算定に当たっては、従事する日が連続している場合のほか、前後に間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該兼業の内容に継続性が認められるときは、従事する日のすべてを合算するものとする。

第5章 兼業の期間

(許可する期間)

第30条 兼業を許可する期間は、原則として2年以内とする。

- 2 前項の規定は、許可の更新を妨げるものではない。

第6章 兼業に従事する時間

(時間外の原則)

第31条 兼業は、原則として所定勤務時間外に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、所定勤務時間内に兼業を行うことができる。この場合において、兼業に従事した時間数に応じて、給与を減額するものとする。

(時間内兼業と給与支給等)

第32条 前条第2項後段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する兼業を所定勤務時間内に行う場合には、旅費等実費の範囲を超えて対価を受領しない場合に限り、給与を減額しないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体におかれる審議会委員等の職を兼ねる場合（これらに準ずる職を兼ねる場合を含む。）
- (2) 国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人及び公立大学法人の職を兼ねる場合
- (3) 教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人・公益法人等の各種委員等の業務で、特に公益性が高いと認められる職を兼ねる場合
- (4) その他、本学として、組織的、一体的に産学官連携活動や地域社会への貢献に該当すると認められる職を兼ねる場合

(兼業の制限)

第33条 兼業の従事時間数が、本務に支障を来すおそれがあると認められる時間数に至った場合には、学長は、兼業を制限することができる。

第7章 規程に違反して兼業に従事した場合の措置

(就業規則第36条の適用)

第34条 職員が、この規程に違反して兼業に従事した場合には、就業規則第36条の規定に基づき懲戒処分等を行う。

第8章 雑則

(本学の免責)

第35条 兼業による事故及び災害については、本学は一切その責任を負わない。

第36条 この規程に定めるもののほか、兼業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、既に許可を受けている兼業については、施行日以後新たにこの規程による許可を要しない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月15日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員兼業規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。